

## 会員の皆様

協同組合日本写真館協会  
理事長 佐藤泰博  
専務理事 隈川英孝

2020年5月に会員の皆様方にご案内いたしました写真館の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインですが、昨今の感染力の強い変異株(デルタ株等)に対応すべく、ガイドラインを改定いたしましたので、ご案内申し上げます。

お客様と会員皆様方の安全を第一に考え、改訂版のガイドラインを活用いただき、より感染防止に留意した営業をいただけるようお願い申し上げます。

なお、変更点や追記は、赤字にて記載しております。

### 記

#### ① クラスターが発生しない写真館とは.....

- (1) 予約制の徹底により可能な範囲でお客様どうしの接触機会を減らす
- (2) こまめな手洗い及びマスク(不織布製)またはフェイスシールド(以下、マスク等)の着用
- (3) お客様入り口や作業場・従業員休憩所等複数個所へのアルコール等の手指消毒液を設置
- (4) 室内の換気(適切な空調設備等を活用し、1時間に2回以上、かつ、1回に5分以上)を行う
- (5) 人と人との距離(1m、出来れば2m)を適切にとる(身だしなみのチェック等をお客様に促し、直接接触を控える)
- (6) 体調不良時の予約変更やキャンセルに柔軟に対応する
- (7) 撮影機材・小物等の徹底した消毒をする(アルコールや紫外線消毒器等の有効活用も検討する)
- (8) 衣装等のレンタル品をお客様が使用する場合は、使用前後での消毒を徹底すること
- (9) 利用者への注意喚起(店頭や店内に注意喚起文などを掲示)

#### <利用者への注意喚起例>

- ✓ ご来店の際はマスクを着用ください
- ✓ ご来店時、**全てのお客様に検温とアルコール等での手指消毒をお願いしております**
- ✓ 以下に該当するお客様のご来店は、お控えいただきますこと予めご了承ください  
なお、その場合のキャンセルや予約変更はご遠慮なくご相談ください
- 発熱など体調不良と思われる場合
- 咳をされている方**
- 味覚・嗅覚に異常を感じる方
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
- その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方
- ✓ いわゆる「三密」の状態を避けるために、入店制限を設ける場合がございます
- ✓ **出来る限り最小限度でのご来店をお願いいたしております**

## ② 撮影時の配慮とは(出張撮影を含む).....

- (1) 相手先(出張先)の感染防止ガイドラインを遵守する     なお、出張撮影に際して定員が定められている会場等を仮設スタジオに利用する場合は、お客様やスタッフを含めて定員の半分での利用とすること
- (2) 感染力の強い変異株拡大を踏まえ正しいマスク(不織布を推奨)着用と、こまめな手指の消毒や手洗い
- (3) 撮影場所を変更できる内容の場合は、屋内撮影から屋外撮影への変更をご案内する
- (4) 仮設スタジオ等設置の場合、室内換気の徹底と室内の入場数制限を設ける
- (5) 集合写真を撮影する場合は直前まで感染防止策をお願いし、会話も控えていただくようお願いする
- (6) 人と人との距離(最低1m、出来れば2m)を適切にとる
- (7) 大声での会話を控え、また、会話を短くするなど徹底した飛沫感染防止対策を講じること
- (8) 撮影機材(移動に使用した車両等を含む)を徹底消毒する  
    なお、長時間撮影時や複数のスタッフによって機材を扱う場合、適宜複数回の消毒を行うこと  
    消毒にはアルコール液・逆性石鹼液等の効果が認められているものを使用すること
- (9) 衣装等のレンタル品をお客様が使用する場合は、使用前後でのクリーニングや消毒を徹底すること

## ③ 社内衛生確保と感染防止策並びに健康管理・他.....

### A 共通

- ① 以下に該当する場合、撮影の日程変更をお願いする
  - 発熱など体調不良と思われる場合
  - 咳をされている方
  - 味覚・嗅覚に異常を感じる方
  - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
  - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
  - その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方
- ② 出入り口のドアや窓を可能な限り開放し、良好な風通しを確保する。  
2つ以上の窓がない場合は、送風機などにより空気の滞留を防ぐ  
CO2測定装置の設置を推奨する(常時モニターし1000ppm以下になるよう換気をする)  
なお、CO2測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する  
適切な空調設備(紫外線式空気清浄機やHEPAフィルタ式空気清浄等も含む)を活用した常時換気又はこまめな換気の徹底(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上)  
加湿器を活用し40%以上の湿度を保てるよう徹底する
- ③ 接触確認アプリ(COCOA)のダウンロード推奨や各店舗等における各地域通知サービスの登録を行うこととし、その旨を事前に来場者等に周知すること  
また、利用者のQRコード読取を奨励し、その旨を事前に来場者等に周知すること
- ④ お客様とスタッフのマスク(不織布を推奨)着用を徹底する
- ⑤ こまめな手洗いを徹底する(石鹼と流水・アルコール等を使用すること)  
館内入口・洗面所・トイレ等にアルコール等の手指消毒液を設置する
- ⑥ 不特定多数が触れる場所の清拭消毒(テーブル、椅子、ドアノブ、電話、レジ、見本写真等)
- ⑦ 撮影用のユニフォームや衣服はこまめに洗濯する

## B 受付・スタジオ

- ① 出入口及び施設内各所への手指消毒剤配置と消毒の徹底
- ② こまめな手洗いの実施
- ③ 受付での飛沫感染を防止するため、ビニールシート等を設置し接客にあたる
- ④ セレクト時等、長時間の対面接客を避ける
- ⑤ お客様とスタッフの会話は必ずマスク等を着用し、最低1m、出来れば2mの距離を取る
- ⑥ 支払いに際して、可能な限り電子決済を推奨すること

## C トイレ・化粧室

- ① トイレ内は、通常以上の清掃徹底し、ドアノブ、蛇口、手洗いシンクは定期的に清拭消毒を行う
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ③ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する
- ④ 室内のこまめな換気に努める

## D 待合室

- ① 予約制の徹底により可能な範囲で利用者数を減らす  
また、室内の人と人との距離を一定程度(最低1m、出来れば2m)確保するよう努める
- ② マスク等を着用するとともに不必要な会話は避ける
- ③ 常時換気することに努める。2つ以上の窓がない場合は、送風機などにより空気の滞留を防ぐ
- ④ テーブル・椅子・ドアノブ等は、定期的に清拭消毒する

## E 清掃・消毒ゴミの廃棄

- ① 界面活性剤含有の洗浄剤や次亜塩素酸ナトリウム配合の漂白剤を用いて清掃する
- ② 不特定多数が触れる環境表面は特に念入りに清拭消毒する
- ③ ゴミはビニール袋に入れて密閉して廃棄する
- ④ ゴミを回収するスタッフは、マスクや手袋を着用する
- ⑤ マスク等や手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

## F 社員の健康管理と検査の活用

- ① 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ② 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
- ③ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施すること
- ④ 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の上承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施すること
- ⑤ 抗原簡易キットの購入にあたっては、下記に留意すること  
連携医療機関を定めること  
検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること  
国が承認した抗原簡易キットを用いること
- ⑥ これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記URL参照すること  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>  
(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>  
(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

- ⑦ 社員寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討すること
- ⑧ ワクチン接種について厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照すること

#### G 感染者が発生した場合の対処と想定

- ① 感染発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、顧客管理をすること
- ② 即時に該当地域の保健所に連絡する（予め連絡先を確認しておくこと）
- ③ 保健所等の指示に従い、休業や館内消毒等を行うこと
- ④ 関係者や濃厚接触が疑われる関係者への周知徹底すること
- ⑤ 行政等より提出を求められる場合を想定し、顧客管理簿の用意をしておくこと

問い合わせ先・・・・・・・・・・  
協同組合日本写真館協会  
東京都新宿区四谷1-7  
TEL 03-3351-3040

